

吹田市情報公開制度の運用状況

平成 29 年度（2017 年度）

市民部 市民総務室 情報公開担当

第 1 情報公開制度の運用状況

1 「情報公開条例」について

吹田市における公文書公開制度は、昭和 62 年（1987 年）から施行されている「公文書公開条例」により運用してきましたが、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が平成 13 年（2001 年）4 月 1 日から施行されたことなどを受け、平成 14 年（2002 年）3 月 29 日に同条例を全部改正し、「情報公開条例」として平成 14 年（2002 年）7 月 1 日より施行しています。

近年におきましては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることに伴い、病院事業管理者を本制度における実施機関と位置付ける一部改正を平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から、郵政民営化法の制定に伴う規定整備を条例公布の日である同年 10 月 17 日から施行し、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づく公文書公開手数料の改定を平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から、及び平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から施行しました。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針のもと、情報公開運営審議会への市議会議員参画の見直しを平成 25 年（2013 年）4 月 1 日からの施行とし、市立吹田市民病院の地方独立行政法人化に伴い、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から病院事業管理者を実施機関より削除する条例の一部改正を行いました。

平成 29 年（2017 年）におきましては、平成 30 年（2018 年）1 月 1 日からの施行として、公文書の大量請求に伴う事務経費に対する応益負担の観点から、部分公開に係る公文書 1 件につき 101 面から 1 面につき 5 円の手数料を納付する旨の条例の一部改正を行いました。

2 公文書公開請求の状況について

(1) 処理状況

平成 29 年度（2017 年度）における公文書公開制度による公文書の公開請求件数は 358 件と前年度に比べて 19 件の増、割合において 5.6%の増となり、利用人数では 293 人と前年度に比べ 81 人の増、割合において 38.2%の増となっています。

公開請求 358 件の実施機関別の内訳は、市長に対する公開請求が 333 件と大部分を占め、次いで教育委員会 10 件、水道事業管理者 8 件、消防長 4 件、農業委員会 2 件、選挙管理委員会 1 件となっています。

市長への公開請求件については、全部公開が 76 件、部分公開が 167 件、非公開が 32 件、公文書不存在が 52 件、取下げが 4 件、存否応答拒否が 2 件でした。

教育委員会への 10 件の公開請求については、全部公開が 2 件、部分公開が 3 件、公文書不存在が 4 件、取下げが 1 件でした。

水道事業管理者への 8 件の公開請求については、全部公開が 4 件、部分公開が 2 件、公文書不存在が 1 件、取下げが 1 件でした。

消防長への 4 件の公開請求については、全部公開が 1 件、部分公開が 2、公文書不存在が 1 件でした。

農業委員会への 2 件の公開請求については、部分公開が 1 件、公文書不存在が 1 件でした。

選挙管理委員会への 1 件の公開請求については、部分公開が 1 件でした。

なお、実施機関の内、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会については公開請求がありませんでした。

諾否決定の処理状況を合計で見ますと、全部公開が 83 件、部分公開が 176 件、非公開が 32 件、公文書不存在が 59 件、取下げが 6 件、存否応答拒否が 2 件で、全部公開と部分公開を合算したものを公開請求件数（取下げ分を除く）で除して求めた公開率は、72.3%でした。

実施機関の担当部別で分類しますと、市民部が 70 件で請求件数が最も多く、以下、都市計画部が 61 件、総務部 44 件、行政経営部が 33 件、下水道部 26 件、都市魅力部 25 件、土木部が 19 件で、そのほか税務部と環境部が 14 件、児童部が 10 件、福祉部が 9 件、水道部が 8 件、健康医療部と教育委員会学校教育部が 7 件、消防本部が 4 件、教育委員会地域教育部が 3 件、農業委員会が 2 件、会計室と選挙管理委員会が 1 件の順となっています。

358 件の公開請求の対象となった公文書を、事務事業の内容から分類してみますと、主なものは下記の表 1 のとおりでした。

表 1

内容	件数
開発、住宅建設等に関する文書	66 件
上・下水道に関する文書	30 件
教育、文化事業等に関する文書	25 件
入札、契約、財務等に関する文書	22 件
児童、福祉関係事業等に関する文書	20 件
道路等に関する文書	11 件
税に関する文書	9 件
環境事業に関する文書	8 件
その他	167 件
合計	358 件

(2) 部分公開・非公開とした理由別件数

公開請求 358 件のうち、部分公開 176 件及び非公開 32 件の公開できない理由による分類は下記の表 2 のとおりでした。

表 2

部分公開・非公開の理由	件数
情報公開条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）	155 件
情報公開条例第 7 条第 2 号（法人その他の団体に関する情報）	94 件
情報公開条例第 7 条第 3 号（意思決定過程に関する情報）	14 件
情報公開条例第 7 条第 4 号（事務事業執行に関する情報）	40 件
情報公開条例第 7 条第 5 号（法令秘情報）	6 件
合計	309 件

(注：公開できないとした情報には、複数の理由を記載している事例があるので、理由別の件数を合計すると、部分公開・非公開決定をした件数より多くなっています。)

(3) 公文書不存在の状況

平成 29 年度（2017 年度）は、請求された公文書が不存在であることを理由に、公文書不存在決定をしたものが 59 件ありました。主な理由は、次のとおりです。

- ・請求に係る公文書の請求に係る行為が何もなかったことにより、当該公文書が取得又は作成されていなかったことによるもの。
- ・請求に係る公文書につき、事務事業上必要ではないと判断したため、取得又は作成されていなかったことによるもの。
- ・請求に係る公文書の保存期間が経過し、廃棄されていたことによるもの。
- ・その他

(4) 諾否決定までの期間

条例では、公開請求を受理した日から 15 日以内に、公開できるか否かを決定しなければならないと定めていますが、例外として、やむを得ない理由により決定を行うことができないときは、その期間を延長することができるとしています。

平成 29 年度（2017 年度）においては、決定期間の延長決定を行ったものが 30 件ありました。公開の諾否決定に要した平均日数は 1 件当たり 13.5 日で、最も短いものは 2 日、最も長いものは決定期間延長を行った 35 日でした。

(5) 利用者の内訳

本市の条例では、公文書の公開請求ができる者の範囲について「何人も」と規定し、吹田市民に限らず誰でも公文書の公開を請求することができるとしており、これを請求者の住所地別でみると、吹田市内が 189 件(142 人)、大阪府内が 110 件(102 人)、大阪府外が 59 件(49 人)という状況で、市内在住の方の請求が、件数比では 56.3 パーセント、人数比では 52.8 パーセントを占めています。

また、請求者の個人・法人等別内訳は、個人からの公開請求が 247 件(189 人)、法人からの請求は 94 件(92 法人)、その他団体からの請求は 17 件(12 団体)でした。

(6) 審査請求の状況

平成 29 年度(2017 年度)では、公開請求に関する審査請求が 10 件(審査請求人、実人数 5 名)ありました。なお、審査請求の内容等は、以下のとおりでした。

<審査請求内容 1>

本庁・各出張所における一定期間の住民異動届等すべて及び各受付場所の各月の各数並びに本庁市民課等の職員構成の内訳に関する公文書部分公開決定に対する
<対象実施機関(所管部署):市民部市民課>

<審査請求内容 2>

市民部職員の勤務時間の印鑑証明書取得事案の発生日、印鑑証明書の発行時刻及び交付時間に関する公文書非公開決定に対する審査請求
<対象実施機関(所管部署):市民部市民課>

<審査請求内容 3>

市民部職員の勤務時間中の印鑑証明書取得事案における当該職員の当日の業務内容等及び出退勤時刻並びに年次休暇の申請及び決裁日時等に関する公文書非公開決定に対する審査請求
<対象実施機関(所管部署):市民部市民総務室>

< 審査請求内容 4 >

平成 28・29 年度任用の市民課各所の各臨時雇用員の任用誓約書、平成 21 年総務省通知以降の各通知に対応した臨時雇用員等の具体的業務内容等の変遷・実態と当該通知の周知方法等、平成 29 年 3 月 17 日付け情報公開請求に係る周知文書等及び郵送請求担当者が行った時間外勤務等、平成 29 年 2 月 21 日開催の非常勤職員選考委員会の詳細のすべて等及び本請求等の受付欄等の記入者氏名と各職種、に関する公文書部分公開及び非公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）：市民部市民課 >

< 審査請求内容 5 >

平成 30 年度パスポートセンター開設予定にかかる記録（決裁書類）及びそれ以外の検討記録（資料）に関する公文書部分公開及び非公開に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）：市民部市民課 >

< 審査請求内容 6 >

建築基準法施行令 39 条改正につきその対象となる市内の既存建築物の数及び各詳細等に関する公文書不存在非公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）：都市計画部開発審査室 >

< 審査請求内容 7 >

水道配水管・給水引込管・公共下水道の配水管等の占用の更新手続の資料一切に関する公文書不存在非公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）：土木部道路室 >

< 審査請求内容 8 >

平成 28 年 4 月 1 日から同 29 年 12 月 25 日までの期間における各納税者の分割納付誓約書等に関する公文書非公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）：税務部納税課 >

< 審査請求内容 9 >

平成 29 年 8 月及び同年 11 月の各市民サービスコーナー別の各職員の出退勤時間に関する公文書非公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）：市民部市民課 >

< 審査請求内容 10 >

パスポートセンターにかかる検討についての記録（資料）に関する公文書非公開決定に対する審査請求

< 対象実施機関（所管部署）：行政経営部企画財政室 >

3 情報提供の状況について

行政情報の積極的な提供のため、本庁 7 階市民総務室情報公開担当の室内に「行政資料閲覧コーナー」を設けて一般の閲覧に供しており、各室課等が作成した行政資料を中心に約 6,800 点の資料を収集し、市政情報に関する案内や資料のコピーサービス（有料：1 枚 10 円）等を行っています。

第 2 審査会・運営審議会の開催状況

1 吹田市情報公開・個人情報保護審査会（情報公開関係）の開催状況について

平成 29 年度（2017 年度）では、審査請求が 10 件（審査請求人 5 名）あり、審査会を 10 回開催し、内 8 回が公文書公開請求に対する審査請求に係る審査でした。

なお、平成 29 年度に 8 件の答申を受けました。内 6 件は実施機関の決定を妥当とするものでしたが、2 件は請求人の主張を一部認め、実施機関に公文書不存在非公開決定を取り消し、改めて公文書公開決定を行うべきとするものでした。

2 吹田市情報公開運営審議会の開催状況について

平成 29 年度(2017 年度)の開催日と案件は、次のとおりでした。

第 50 回 平成 29 年(2017 年) 8 月 4 日(木)

(1) 会長・副会長互選

(2) 平成 28 年度(2016 年度) 情報公開制度の運用状況について

(3) 吹田市情報公開の制度運営に関する重要事項についての諮問

①諮問内容

平成 29 年 2 月～3 月に極端に大量な公文書公開請求が 3 件(48,033 枚、8,059 枚、3,610 枚 合計 59,702 枚)あり、その対応に多くの人件費等を費やしたことから、今後このような請求が続けば制度の維持が困難になると判断し、部分公開については 100 枚までは今までどおり無料とし、100 枚を超えた部分から 1 枚につき 5 円の負担をお願いすることとし、吹田市情報公開運営審議会に諮問する。

②答申内容

同意する旨の答申(2 点の留意事項あり)を受ける。

(4) その他

第 3 部分公開に係る手数料の導入について

1 手数料導入に係る経過

平成 29 年 9 月 定例会に吹田市情報公開条例改正案を提出し可決される。

平成 30 年 1 月 手数料を導入する。

2 平成 30 年 1 月以降の手数料について

平成 30 年 1 月以降に手数料が生じる件数・金額

	1 月	2 月	3 月	合計
件数	0 件	8 件	3 件	11 件
金額	0 円	6,190 円	3,000 円	9,190 円